

平成27年1月29日

第4回

文京区立誠之小学校改築基本構想
検討委員会会議録

文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会会議録

平成27年 第4回

日時：平成27年1月29日（木）午後6時30分

場所：文京区立誠之小学校 図書館

「出席」	委員 長	田中 芳夫
	副委員 長	竹田 弘一
	委員	宮崎 知明
	委員	笹沼 健一
	委員	鮫島 明良
	委員	澁木 禧雄
	委員	松尾 紀彦
	委員	小倉 芳彦
	委員	諏訪 勉
	委員	中西 薫
	委員	西田 義貴
	委員	田村 純子
	委員	熱田 直道
	委員	北島 陽彦
	委員	竹越 淳
委員	鶴沼 秀之	
アドバイザー	西出 和彦	

「欠席」	委員	森本 武志
------	----	-------

「説明のために出席した教育推進部職員」	副 参 事	吉 谷 太 一
	施 設 係 長	木 村 健
	主 事	山 崎 博
	主 事	須 田 浩 史

平成27年

第4回 文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会

平成27年1月29日(木) 午後6時30分

場 所 文京区立誠之小学校 図書館

次 第

- 1 前回検討内容の確認
- 2 仮校舎等について

(18:30)

○事務局（吉谷） では、定刻になりましたので、ただ今より第4回誠之小学校改築基本構想検討委員会を始めさせていただきます。

まず、本日の委員の出欠席状況の御報告と配付資料の御確認をいたします。

まず、出欠の状況ですが、欠席の連絡はいただいております。今何人かいらっしゃっていませんが、この後いらっしゃるものと思われま。

次に、本日の資料及び参考資料につきまして御確認願います。まず、お送りしました資料等は次第と、資料第10号、資料第11号、資料第12号、参考資料4、参考資料5です。次第が1枚、資料第10号が3枚、資料第11号が1枚、資料第12号が1枚、参考資料4が1枚、参考資料5が1枚で合計8枚になります。

それから、席上にカラー刷りの追加資料として、資料第9号-2が1枚、資料第10号-2が1枚を配布しています。資料で不足しているものが何かありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それと、資料を追加しておりますので、次第につきまして差し替えということで1枚配布させていただきました。

それでは次に、今回の資料送付にあわせて、第3回検討会の議事録を送付させていただきました。御指摘等がありましたら、本日の検討会終了後、事務局まで御連絡をよろしく願います。

事務局からは以上となります。

これより進行は田中委員長より、よろしくお願いいたします。

1 前回議事録の確認

○田中委員長 では改めまして、皆さん、こんばんは。寒くなりました。明日はまた天気予報では雪が降るのではないかというのもあります。今日はおかげさまで、これまでの協議が大分進んでまいりましたので、違う資料もございますが、いろいろと御協力いただければなと思います。

最初に次第の1にございますように前回の検討・協議内容について御確認をさせていただいた上で、本日のテーマに入っていければなと思っております。

前回は、テーマとしては敷地全体の整備方針というような形で御協議をいただきました。資料としては、事務局が、現行の法規制におきまして、大体このあたりに配置できそうだなということで3案をお示しして、それぞれにメリット・デメリットという形で比較しました。その上で皆様からの御議論をいただきました。

ポイントしては繰り返しになりますが、擁壁の安全性を高めるという観点から、西側の現在の擁壁の部分、そのエリアを活用した形で校舎を配置していこうという前提に立つことができたのかなと思っております。

それで、細かくは5点ほど共通認識の確認を順不同ではありますが、申し上げたいと思

ます。

まずは、樹木の件でございます。校庭に立派なイチョウなどがございますが、こちらにつきましては工事の関係で、支障が出てくるだろうということで御協議いただきました。ただ、イチョウとエンジュについては残してほしいということ、それからヒマラヤスギにつきましてはどうしても工事の支障になってしまうということで、何らかの形で、記念の形あるいは材料として何か活用できないかというようなところで一つ共通認識をしていただけたかなと思っております。

また、校長先生からもありましたが、教育の一環として新しい植栽をつくるなどして、全体として緑を多くしていくということも確認いたしました。また接道緑化の基準もありますよという話もあり、本日資料もお付けしておりますが、その点についても粗々の共通の認識に立てたかなと思っております。

次は、西側の部分についてですが、まずは西側の適当な位置に門をあけていくことについてです。これは避難所あるいは地域の皆様が生涯学習施設として御活用されるということのために、セキュリティーを十分確保した上で適切な位置に門をつくっていくということなのです。

ただし、子供たちの昇降口というのは、入り口は正門から出入りをするという関係からも、そこにはつくらないということかなと思っております。

それから西側に校舎が建つ場合には、やはり窓側からの視線とか子供たちの声とか、相当な影響があるだろうということで、その辺の覚悟を、地域のほうには受け入れていただく必要があるということで、西出アドバイザーからも、各案についての特徴をコメントいただきました。その中で、西日については松尾委員や鮫島委員からも御指摘があり、中西委員からは日照、採光、通風の観点から、案1は教室環境についていろいろな課題があるかなという御指摘があったかと思えます。

また、諏訪委員からは、できるだけ子供たちの教室は南向きに多くとったほうが良いというような御意見があったかと思えます。

いずれにしても、児童が日常的に使用する普通教室については、小学校の施設の整備指針にございますように日照、採光、通風等について、教育環境が重要であると共通認識をいただけたかなと思っております。

それから、道路づけの話になりますけれども、西側の擁壁部分を活用した校舎が建っている場合の道路づけについてです。当然建築基準法上の法規制、セットバック等は守った上で話になります、その辺は地域の皆様に配慮した形で、このセキュリティーの面と整合をとって整備をしていくという認識がされたかなと思っております。

また、駐車場についての御意見があって、やはり正門からアクセスができるような形で、その場合には校庭のトラックの取り方を工夫した上で確保をしていくということかなと思っております。

以上のところが、大体の議論の整理だと思っております。

この御協議を踏まえまして、本日は仮校舎の工事を踏まえるとどの辺に校舎が建つだろうというところを御協議いただければなと思っております。よろしいでしょうか。

では、これから本日の議題に入ってまいります。仮校舎等についてという議題になります。

その前に緑化の話ですね。先ほどもありましたように緑の全体的な整備について、資料を出して御説明するということでしたので、先に参考資料4と参考資料5によりまして、その辺の説明を受けたいと思います。事務局お願いします。

○事務局（山崎） こんばんは、事務局の山崎です。よろしく申し上げます。

前回配置の関係で御議論いただいた中で、緑を多くとっていきような案が必要ではないかという御意見をいただきましたので、本日は、参考事例といたしまして直近の第六中学校の緑化計画の図面をお持ちいたしました。お手元の資料とあわせて、スクリーンのほうにも映しておりますので、ご覧いただければと思います。

この緑化計画につきましては、参考資料4、参考資料5ということで、2通りの資料をお出ししております。参考資料4につきましては、第六中学校の地上部緑化計画図というものになります。参考資料5につきましては、屋上部緑化計画というものになります。

緑化計画の基準につきましては、2通りございまして、東京都の基準と文京区の基準がございまして。計画を行う場合には、2つの基準を満たす計画をしなければなりません。地上部分につきましては区の基準が厳しくなっております。また、屋上部分につきましては都の基準に基づいた整備となります。こういったものを実際六中のほうでも整備をさせていただき、緑化を行っているところです。

ちなみに、屋上緑化は、これから建物の形状が検討されるため、なかなか数字的には出せないところもありますが、地上部について検討しますと、おおむね誠之小学校では1,200㎡程度の緑化が必要であろうと検討しているところでございます。

参考資料4及び参考資料5につきまして、御説明は以上となります。

○田中委員長 はい、ありがとうございます。六中の例でご覧いただいたものでございます。御意見ありましたら、お願いいたします。

いいですか。とりあえずここは御確認をいただいて、先に進めさせていただければと思います。ありがとうございます。

2 仮設計画

○田中委員長 では続きまして、次第の2の仮校舎等について進んでまいりたいと思います。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（山崎） 事務局山崎です。では、資料第10号の説明をこれから行いたいと思います。

次第の2、仮校舎等についてというところでございます。こちらの資料第10号につつま

しては、コンサルタントのI N Aのほうに作成をお願いしておりますので、I N Aから御説明させていただきます。

O I N A (八子) それでは、私どものほうから御説明させていただきます。

まず、お手元のA 3の3枚、前回どの辺に校舎を建てるかで3案出させていただいたのですが、実際これがつくれるのかどうなのかというところで技術的なところを含めて、仮設の校舎と既存の校舎をどう建て替えていくかというのを少し細かいステップで御説明させていただきます。

お手元の資料は、各案1枚ずつで6マスにまとまっているのですが、これは工事の大きな区切りのポイントを中心としてまとめてありますので、若干こちらの画面とは違ってきます。御了承ください。

まず、案1について、今ある体育館と第1校舎、第2校舎、第3校舎という形になっています。これをまず校庭のイチョウ、エンジュは残したいということで、プレハブになると思うのですが、イチョウを囲むようにU字型に仮校舎を建てます。これを建てた後に、第2校舎、第3校舎の子たちがここへ引っ越してくるような形になります。

次に、引っ越しが終わりますと、西側の擁壁も含めて第2校舎、第3校舎を解体いたします。

第2校舎、第3校舎を解体後に、同じ工事のルートを使って、新しい体育館とプールを先に建設する形になります。これが終わりますと、プール、体育館については、こちらを使い始められますので、今度は既存の体育館・プールがある南の半分で既存体育館・プールを解体します。それが終わった後に、残りの西側の擁壁部分と新しい校舎全体を建て替えます。

そして、これが終わると、第一校舎と仮校舎が全部こちらに引っ越しが済んだ後に、既存の校舎といわゆるプレハブ、仮校舎を解体します。最終的に前回お示した案1のここが最終形になります。これを壊した後、最後に、グラウンド整備という形と建て替えが可能だというのが技術的な検討です。

続いて、案2になります。2ページ。これも現在の状態から今度はイチョウが残っている広いほう、こちらに仮設校舎をこの範囲に建設し、校舎間は渡り廊下という形でつなぐことになります。これは2階の部分、跨線といいますか、跨いだ形の渡り廊下の設置になります。

これをつくった後に、同じように第1校舎を残しながら第2校舎、第3校舎の解体を行い、案1と同様にプール、体育館と校舎の一部をつくり終わるとこの体育館が全部移りますので、ここを壊します。そして壊した後に、このつくった校舎に続く形で新校舎Ⅱ期の建設をするという形です。

案2については、その後のステップがありまして、ここだと足りないので、この後に第1校舎、既存校舎の解体を行い、仮設校舎はこのままです。そのときに渡り廊下をつないで新しい校舎とつなげて、仮校舎と新しい校舎で使うという形で壊します。壊した後に、このグラウンドに面するこの部分に、最後に第Ⅲ期工事として新しい校舎を建てて、仮設から引

っ越した後に、この仮校舎を解体します。

最後は、断面的に前回御説明しました下の校舎の上も使って、全体をグラウンドとして整備し、完成というのが案2でございます。

次に、案3ですが、基本的に案3は、案2と同じステップを踏みます。同じ仮設を建てて、第2校舎、第3校舎部分が引っ越した後に、ここを解体します。第2校舎、第3校舎を解体し終わった後に、同じようにここに建てるのですが、この場合、案2と案3の差は体育館の位置だけになりますので、こちらに校舎の一部分と体育館を埋める形で作っていきます。

これが終わると、体育館が全部使い始められますので、次のステップとして、少しくランクしますが、この間を使って、この体育館を壊していくということです。当然この仮設校舎と既存の校舎の間は、工事車両が通行しますので、それをまたぐ上のレベルで渡り廊下をつくることができます。

これを壊した後に、この体育館から先の校舎の軒部分と、前回案に出ています屋上にプールが、この案では校舎の上ののっかっていますので、プールを建設すると、こういう形になります。それが終わりますと全部機能がこちらに移りますので、第1校舎を壊します。

そして、案2と同じように、第1校舎の跡に新校舎を建設して、こちらの仮校舎に入っている教室関係を全部引っ越しして、新しい建物に全部移します。これが済みますと仮校舎を解体して、同じようにこの体育館、校舎の上を使って、最終的にはグラウンド整備によって完成をするという形になります。

ですので、以上のようなステップを踏んで、各案とも建て替えは技術的には可能ということで説明させていただきます。建て替えについては以上です。

○事務局（山崎） 引き続き資料第9号-2、資料第10号-2を私から説明させていただきます。

A4の紙でございます。本日、席上配付いたしましたこちらの2枚になります。スクリーンのほうにも映しながら説明させていただきたいと思っております。

資料第9号-2につきましては、前回配置計画で御議論いただいた資料です。共通事項、案1、案2、案3ということで、再度まとめさせていただきました。

まず、案1から案3における共通事項としてのメリットにつきましては、前回から御説明させていただきました校庭のイチョウ・エンジュ及び正門の道路の一部の樹木等が、工事をやりながらも残していけるだろうということが1点ございます。

また、2点目といたしましては、擁壁を整備する中で西側にも門扉を新たに設置させていただくということ。また、それによりまして、西側地域の安全性及び利便性の向上が期待できるというところでございます。

一方、デメリットにつきましては、校庭のヒマラヤスギに関しては、残念ながら工事の支障となってしまうということ、また校舎及び体育館が西側道路に面して設置されるため、近隣への音や視線が懸念されるということです。こちら西出アドバイザーから御指摘いただ

いているところで、こういったものが工夫されないとなかなかこういった案は難しいということで、ご説明させていただいているところです。

また、前々回、西出アドバイザーから御指摘いただいた地下の教室につきましては、採光・通風等に配慮する必要がある。真っ暗で窓もないような教室をつくることはできませんよねということで、こういった工夫が求められてくるということで、デメリットとして挙げております。

次に、西側に普通教室を設置する場合につきまして、西日対策が必要だということで、委員長からも前回の振り返りで御指摘いただいたところですが、松尾委員、鮫島委員からもそういったものを御指摘いただいております。

続いて、案1、案2、案3のメリット・デメリットを比較します。

まず、各案のメリットの比較ですが、まず赤色が運動場関係、青が教室環境関係、緑色が近隣関係、黒が敷地利用関係と4つのグループに分けているところです。

この中で、まず運動場につきまして比較をさせていただきますと、案1につきましては、既存より広いトラックが可能で120mのトラックが可能と検討しております。

また、案2、案3につきましては、もうちょっと広くて、150mぐらいのトラックができるのではないかとというような検討がなされています。一方、案1を案2、案3と比べますと、これほど大きさはとれないだろうというところが、案1の特徴になります。

続いて、緑色の近隣関係のところですが、こちらはどの案につきましても、今北側の隣地、第1校舎の裏側になります。こちらのほうは校舎と近隣の御自宅が近接しているため、日照や通風などそういったものが課題になっていくと思います。案1につきましては南側の第1校舎がなくなりますので、日照や通風などの環境改善が期待できるというのが特徴になります。

また、案2、案3につきましては、既存の第1校舎が解体され、新しく南側に普通教室の建物を建てるのですが、そのときに現在の位置よりも南に下がって建物をつくる必要があるため、そういった意味で現在より日照や通風などの点で環境改善が期待できるというのが、案2、案3の特徴になります。

続いて、デメリットですが、案1につきましては、こちらは南側の建物がなくなってしまうため、北側の皆さんの御自宅が直接運動場や体育館に接するということが、学校からの視線や音が懸念されることとなります。

案2、案3につきましては、案2では校舎及び体育館が、案3では校舎が面するので、学校からの音や視線が懸念されるというところがございます。

最後は案3のメリットです。北側の敷地についてですが、未利用の部分があるのではないかとということで、前回鮫島委員から御指摘がありました。案3は確かに未利用の土地がある形になっておりまして、実は多様な用途で活用が考えられるスペースとして考えられる、これが案3の特徴と考えております。

あと、重要な点が青色の教室環境関係になります。案2、案3につきましては、普通教室を南側に持ってくるのが可能なので、日照や採光、通風などの教育環境にすぐれています。

一方、案1につきましては、普通教室が東向き、西向きになりますので、日照や採光、通風などの教室環境に配慮が必要になってくるという違いがあります。この点につきましては前回、中西委員から御指摘いただいたところです。校舎はこういった形で一つにまとめるため、通常片廊下といいますか廊下があって教室がある形状になります。案1は奥行きが深い建物になりますので、廊下を挟んで左右に教室が配置されるなど、まとまった形の教室がつくられるとありますので、当然こちらが東向きになります。東からの午前中の採光はとれるのですが、午後は日が入ってこないというようなことがあります。このためにいろいろな、例えば建物の真ん中に吹き抜けをつくるなどの工夫をしないと、学校全体の教室環境について、教室間で差が出てきてしまうという特徴が、この案ではあると考えています。

では、続きまして、資料第10号-2に移らせていただきます。

資料第10号-2につきましては、また各共通事項になりますが、共通事項としましては仮校舎の建て替え工事に関するメリット・デメリットということで、こちらも共通メリットといたしましては、第1校舎が新校舎完成後に解体するため、工事期間中も教室や屋上が利用できるということです。

案1につきましては工事期間中も使えますが、案2、案3につきましては、一部校舎ができて引っ越した後に普通教室の建物をつくるため、途中で取り壊しますので、途中まではこういった活用ができると御理解いただきたいと思います。

仮校舎については、中庭や道路に面するため、採光や通風に配慮しやすい。先ほどのU字型や、片隅にまとまった形でできた仮校舎になりますので、そういった意味で採光、通風に配慮がしやすいということがあると思います。

続きまして、デメリットです。デメリットといたしましては既存の運動場です。こちらにつきましては、工事期間中に仮校舎で利用させていただきますので、運動場の使用はできないと思います。

また、仮校舎は工事搬出入路と仮校舎が近接するため、教育環境に配慮が必要です。工事の動線が仮設と校舎の間に入ってくる、大変多くの車がこの通路を通ることになります。こうしますと車両の通行に伴う振動や騒音というものも仮校舎や第1校舎で授業を行っている横で、生じるということで、いずれにしても子供たちが学習をしている近くを、工事車両が通りますということで、配慮が必要になってくることが考えられます。

続いて緑色のところですが、西側擁壁は解体するため、近隣や校舎等への安全配慮が必要となるということで、擁壁を解体するために多くの車両が通ると同時に、今既存の擁壁が倒れないための措置として、道路の下のほうにいろいろな仮設のものを設けて校舎の安全を図っていかないと、工事ができません。また、音や振動も当然出てきますので、そういったものを周辺の皆様に御理解いただきたいということがございます。

続いて4点目です。学校の周辺道路が狭いため工事車両の通過に伴い、児童や近隣に対する安全管理が必要となります。

どうしても、擁壁を解体するというのは、土を掘り返して、外に搬出しないとはいけません。また、そこに大きな建物をつくりますからコンクリートを運んでこないといけません。このため、多くの工事車両が通ることになります。ただ、誠之小学校の現状を見ますと、大きな車がまとまって通れる道や待機する道というものが見受けられないというのが現状です。地域の皆さんのお住まいの中を、こういった大型の車が入ってくるということがありますので、通学路や皆さんが日常的に使われる道路に対する安全管理が必要になってくるということで御理解いただきたいと思います。

次に、各案のメリット・デメリットの比較を御説明いたします。案1、案2については、既存体育館、プールについて、新しいプール、体育館が完成した後で既存体育館を解体するので、工事期間中も引き続き利用は可能です。

一方、案3につきましては、体育館は新しいものをつくってから取り壊すのですが、プールにつきましては、既存プール位置に新しい校舎をつくって、その校舎の上に建てるということで同じ位置に建つことになります。このため、新しいプールができるまで使えないということをお理解いただければと思います。

2点目です。先ほど、今回の工事の特徴として、仮設の渡り廊下で工事動線の上を通りながら、校舎と校舎の間をつなげていくということで、案1については仮設校舎と体育館、また第1校舎と新しい体育館の2カ所に仮設の渡り廊下を使うことになります。また、案2、案3につきましては、おおむね同じですが、第1校舎と仮校舎、仮校舎と新しい校舎の3つをつなぎ3カ所の渡り廊下をつくります。案2、案3につきましては、案1と比較しますと、渡り廊下が1カ所多くなっています。

次に、仮校舎と第1校舎、児童の皆さんが普段使うところですが、案1の場合は、こういった形でまとまって配置ができますので安全管理がしやすいという特徴があります。

一方、案2、案3につきましては、この渡り廊下でつなぎ、その下を車両が通るということで、より安全管理が必要になるという違いが見られます。

また、案1の仮校舎はU字型になりますので、教室がまとまってとりづらい、設計の自由度があまりないという特徴があります。例えば、給食室や特別教室の一部など、先に解体する校舎に設置されている教室を仮校舎に持ってくるとなると、自由に配置ができないという特徴があると思います。

一方、案2、案3につきましては、まとまった形で仮校舎がございますので、この中を一定程度自由に使うことが可能で、こういった大きなものをまとめて配置することが可能になってくると考えてございます。

以上で資料第10号-2、資料第9号-2に関する私からの説明は終わりになります。以上です。

○田中委員長 はい、ありがとうございました。ボリュームがありました。説明を受けたところでございます。本日は仮校舎を具体的にということで、配置の案が3通りあるとすれば、それぞれどの位置に仮校舎が建つのかということで、それぞれのメリット・デメリットの説明がありました。どの点でも結構でございますが、御意見いただければと思います。いかがでしょうか。御確認する点もどうぞ。

○中西委員 すごく気になったのは、工事用のゲートをつくるのに前の道がかなり狭いじゃないですか。それで、条件もあるし道も狭いので、できれば17号から正門に向かってまっすぐ入ってくる道を、そうすれば距離も短いし生かせるのではないかと思ったのですが。向こうから大きい入ってくると、誠之小学校の前をまわるといのはかなり厳しいと思うんですね。その辺をどういうふうに考えているのかな。かなり現状は厳しいですよ。

○田中委員長 厳しいですね、では、事務局何か御説明をお願いします。

○事務局（山崎） 御指摘ありがとうございます。中西委員がおっしゃるとおりで、言問通りから車が入ってくる時は、距離もありますし道路が狭いということで、これは大きな課題だと思っています。

では、どういう対策があるかなと言うと、これから工事の施工会社が決まってくる段階で、そういう配慮をすることが、まずこの委員会としての御意見として必要だと御指摘いただきましたというところです。このような大きな問題がありながら工事を進めていかなければならないということを、皆さんと共有できればということで、こちらを出させていただきましたので、大変ありがたい御指摘だと思います。

具体的に対策というと、中西委員がおっしゃったように17号からの道路、これは確か出ていくほうの道路だと思っていますが、一方通行等の交通上の制約をどういった形で解除していくかなど課題がありますので、そういった課題として認識して、なるべく安全な方法をとって工事をやっていく必要があると考えてございます。

私からは今お話できるのはこれぐらいですが、よろしいでしょうか。

○諏訪委員 うちのほうの道路が狭いけれど、生活道路なんですね。それで今通っているところから広い道に抜けるというのは階段なんですよ。ですから、やはり生活をしていけるスペースが大丈夫なのか、それがもし工事を始めて、道路をふさぐような工事でしたら、もう中西さんのそういう車の出入りの検討が必要ではなかろうかと。

○田中委員長 そこは地域の方が直接影響を受ける、また工事期間長期にわたって支障が出る可能性がありますので、その辺、警察とあるいは区道であれば隅切りができるのかどうかなど、その辺のところを具体的にやっていきたいと思っています。

ちょっと今の段階では、なかなか回答は難しい。いろいろな御意見をまずはいただければと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい。

○西田委員 西田と申します。案1、案2、案3で、工期ごとのスライドをいただいて仮設

校舎の説明を受けましたが、この3つの案のそれぞれの工期は案1、案2、案3で違うものなんでしょうか。つまり、どういうふうに長短があるのかをお聞きしたい。

○田中委員長 事務局お願いします。

○事務局（山崎） 事務局です。ただいま工事がどれぐらいかかるのかという御質問をいただきました。工期につきましては、現在検討している案につきまして、大まかなところでI NAのほうで検討いただいて、実現可能なのかどうかというような説明もさせていただいたところでは。

当然、まだプランも決まっていなくて、どこをどういうふうにするのか決まっていなくて、なかなか大きな枠組みでしか言えませんが、おおむね案1が一番短いと考えております。その次に案2が短いのではないかと考えております。一番時間がかかるのが案3になるだろうということと、あと大まかではあります、4年近く工事がかかるのではないかとというようなことは、一応I NAさんのほうでも御検討いただいているところです。よろしいでしょうか。

○田中委員長 3案ともただ単に案として、ゾーニングでこの辺に建てて、仮設もこの位置に建てて、そういう中で進んでいったら、それは4年程度かかるかなということ。一番、工期的に短いのは案1かな、その次は案2かなと、案3が今説明でも子供たちの移動もありますから、もう少しかかるかなという順番かなということですね。

○鮫島委員 というより具体的に例えば、ざくっと半年違うだとか1年違うのだという、その辺の枠組みがないと、少しわかりにくいかな。例えば、案1と案3では1年違いますとか、半年違いますとかいうのが多分知りたいところなのかなと思います。

○事務局（山崎） 先ほど大まかなお話としてご説明いたしました、おおむね半年程度と考えています。

○鶴沼委員 少しそれるかもしれないのですが、案1はI期工事の次、II期工事で終わりです。案2と案3はIII期工事までかかります。4年ごとにつくっていくとなれば、1棟つくれば1年以上かかりますので、半年というレベルの差ではなくて、本当に大きく分けると案1はII期で済みます。案2と案3はもう1校舎つくらなければいけないので、2層にしても3層にしても、最低でも1年、もしかすると15カ月ぐらいの差が出てくる可能性はやはりどうしても否定できないですね。それが確定ですと言われると、なかなか私も責任持つてということではないのですが、要は工期が3つに分かれれば、2つよりは当然1年内外長くなる傾向にはある、そのぐらいは言えますね。案2と案3はそんなには変わらないと。

○田中委員長 はい、どうぞ。

○鮫島委員 ついでに仮校舎の件で言うと、案1の工事の動線がありますよね。これは仮校舎の位置を案2と案3のようににはできないのですか。U字につくらないで。

○田中委員長 どうぞ、事務局。

○事務局（山崎） 案1では、U字型の仮校舎ではなく、案2、案3のように平べったい形

状の仮校舎も一応可能と聞いています。案1につきましては、どちらのタイプでもできます。ただ、逆に案2、案3をU字型にできるのかと言うと、これについてはできません。案2、案3につきましては、既存第1校舎の南側に校舎を新しく建て替えますので、そのときに案1の仮設校舎とぶつかってしまいます。そのため、U字型の仮校舎はできないということでございます。

○鮫島委員 そう言ったのは、ほかに資料第10号-2で、仮校舎は樹木を避けて整備するため、まとまったスペースがとれず、大型の部屋を計画しづらいということがあったので、U字でなければいいのかなど思いましたので。

○事務局(山崎) 御指摘のとおりです。

○鮫島委員 ありがとうございます。

○田中委員長 今の鮫島委員の質問といいますか御意見の確認です。資料第10号-2の案1で、メリット・デメリットが書かれています、デメリットのほうに書かれている記述ですね。ここが案2、案3のような形で、まとまったスペースがとれることもあるのではないかと、事務局としてはそれも可能だという説明がありました。何かその辺でありますでしょうか。

○西出アドバイザー 確認ですが、今日どれかの案に絞るわけではないですね。

○田中委員長 そうですね。前から申しておりますが、これらの案の配置図は議論をわかりやすくするために1回目から出ささせていただいております、今回も前回もそうですが、この誠之小学校の法規制も含めた地区条件で考えますと、ほぼこのパターンしかないだろうというところでのお示しをしております。

ただ、ここから選ぶことをしていただくことは考えておりません。このぐらいの可能性の中で、最終的にはプロポーザルで業者を決めて、設計、工事に入っていくという流れで考えていただければと思います。

そうは言っても、できるだけ子供たちの教室環境あるいは工事の期間とか、地域の皆さんへの影響等をもろもろ考えていただいて、報告書のほうにどうやってその辺の課題を指摘していくのかというところでさまざまな御意見をいただければなど考えています。

○西出アドバイザー 今日のこの3つの案は、それぞれ一応全部できるということですか。

○田中委員長 できるということですね。

○西出アドバイザー それぞれメリット、デメリットがあると。面倒くさいのもあるし、割と簡単にできるのもあるけど、やはりそれぞれにメリット・デメリットがあつて、それとあと、途中のプロセスを描くのか、最終的な形がどうなのかを選ぶのかというのが、最終的な決め手になるということではないかと思うのですが。その辺の選択、非常に大変だと思います。

○田中委員長 ありがとうございます。今、先生からいただきましたが、最終的に私たち教育委員会としては、地域の皆様に親しまれる学校にしていきたいと思っております。その辺で、

今御意見をいただいたのかなと思っています。

ほかにかがでしょうか、どうぞ。忌憚のない御意見をお願いします。

○西田委員 建て替える校庭とか建物の容積とかそれぞれ違うが、いずれの案にしても校庭が長期にわたり使えない状況になっていますね。これについては何か学校のほうで措置をとって、校庭にかかわるところを確保したりするという作業になるものなのでしょうか。

○田中委員長 事務局、お願いします。

○事務局(山崎) まだまだこれからの話になると思いますが、校庭というと体育の授業や運動会など、いろいろなところで活用し、学校の中心的な部分になると思ってございます。

実際、第六中学校の校庭はほとんど仮設校舎で埋まりまして、校庭とプールがほぼないような状況で改築工事を行わせていただきました。体育の授業はどうしたのかという話になるわけですが、東京大学農学部グラウンドを、東京大学の御厚意でお借りすることができたので、体育の授業については東京大学のグラウンド、クラブ活動につきましては、近隣の小石川運動場や六義公園運動場をお借りして活動を行っていました。

なお、体育館は最後までありましたので、体育館にかかる部活はそのまま使えましたが、運動場を使う部活については、ほかの場所をお借りしたり、狭い場所を工夫しながら使ってきたという事情がございます。

当然、誠之小学校につきましても、そういった何らかの運動場の代替は必要になると考えているところですが、東京大学にお借りするのがいいのかということ、移動する距離もございますので、これもなかなか難しいのではという懸念があります。特に1年生につきましては、児童1クラス35人としても、それだけの人数を連れて10分、15分歩いたのでは、大変リスクがあるという思いもあります。どこをどういうふうに使えるかというのはこれから検討することになりますが、代替の運動場は必要だろうということで近隣の小中学校が利用できるように協議する必要があると考えてございます。

○田中委員長 かなり具体的に事務局からありましたが、その辺をやはり報告書の中では、この前の六中の例ですと、改築に向けてという最後の章の中で、工事期間中の児童の配慮とかあるいは仮校舎の4のところですね、運動場についてとか、その辺でしっかりと記述をしていって、あとは学校側と協議しながら教育委員会としてどこをお願いできるのかというふうに進んでいくのかなと思います。ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

○竹越委員 先ほどのどなたか委員の方がおっしゃっていましたが、やはりこの場で3つのどれがいいでしょうでもないだろうし、多数決でどれというわけでもないだろうし、資料第9号-2でしたか、最初の資料で校舎の配置のメリット・デメリットもありましたが、どれを選べではなくて、どれがいいかもしれないけれども、結局この段階でどれがいいとはなかなか言えないと思うんですね。

そうではなくて、これを選べばこういうリスクがある、こういう問題があるというふうに

あげる中で、結局全部を記述した形で報告書にして、プロポーザルにおいて決めていくのかなと思います。

○田中委員長 そうですね。プロポーザルで業者を決める段階で地域の人にもう一回入っていただきます。

○竹越委員 決めるということだとしたら、この段階では、もっともっと皆さんがそれぞれの立場でどの案がいいというのをどんどん言ったほうがいいですね。

○田中委員長 そういうことです。だから、あまりまとめていただくよりも、皆さんから肝心なことを言っただけであればいいのかなということです。ありがとうございます。

○鮫島委員 お金の話なのですが、さっき言われたようにⅡ期で終わるものとⅢ期で終わるものだと多分10%とかではなく、30%とか40%ぐらいの差が出ると思うのですが、それはその3案とも容認できるという解釈でいいのでしょうか。

○田中委員長 事務局わかりますか。校舎の大きさ自体で違うので。案1ですね。

○事務局（山崎） 建設費のお話が出たということで、現在、青天井ということではございませんが、当然必要なものをつくっていくわけで、不必要なものはつけれないわけです。ですから、工事費については確かに期間の話はあるかもしれませんが、その中でばらつきもあるのかもしれませんが、一定程度必要なものをつくるということで、必要な額については確保していきたいというふうに考えてございます。

○竹田副委員長 少し補足をさせてください。学務課長、竹田です。そういう意味で最終的にはこの検討委員会の中で、案1、案2、案3のどれにするのかを決めるわけではないという話が委員長からありましたが、こういう幅広い選択肢がある中で、最終的にはプロポーザルで設計業者が提案したもの、それについては当然中身のしつらえもありますし、そこに想定される核となる、そこを総合的に判断して、最終的に教育委員会としたらその設計となる、そういうことを決めていくことになりますから、当然そこでお金も青天井というわけではないと思いますが、それぞれ出てきた提案されたものの中で最適なものを選んでいくのではないかと思います。

○田中委員長 ありがとうございます。何かありますか。はい、どうぞ。

○鶴沼委員 私ちょっとすごく、うんって感じで、まずお金のフレームがあるとかということではなくて、費用的な要素も小さくないので、傾向としてどうですかというふうに御質問が多分出ているというふうに受けとめるとすればですよ、時間がかかるのはやはり案2、案3です。時間がかかればそれに付随してコストもかかっていくので、コストのメリットは当然案1にありますし、時間のメリットも案1にあると思うのです。

確かに必ずしも皆さんで競い合って、どれが一番と選ぶことが最終目標ではない気がしますが、ただ、ここにいらっしゃる皆さんが、やはりおおむねこれですよという結論に達するものは、大体の意見として尊重するべきだというふうに私は思いますので、この先どういうプロセスを経てどうなるかということとはさておき、コスト的な傾向ですとか、工期的な傾

向は今わかっている範囲の中でお示しして、その上で、おおむね皆さんがこれがいいですねとなったほうが良いような気がします。

あとプロポーザルは、あくまでも計画ではなくて事業者を選ぶので、竹田さんの説明になっちゃうと、委員長の最初の説明と違うことになってしまいますので、あくまでもこの会議体の中でおおむねこういう条件の幅の中で提案してもらうものを是とさせていただきます、その枠の中で競っていただくということになるのだと思います。

本当にかたく言えば、プロポーザルは設計競技、コンペディションではございませんので、あくまでも基本コンセプトは、この会議体の意を酌んだものを尊重して作業していただく事業者の方を選ぶということです、何か妙案があれば、それを示してもらって。ああ、なるほど、この手があったということを選んで、決して間違いではないのですが、プロポーザルの本質はやはり案ではなくて事業者を選んでいくという、これは多分後ろのほうに資料もあると思いますので、そこだけは念のために確認させていただきました。

○田中委員長 ありがとうございます。どうぞ、はい。

○諏訪委員 私この3案の中で選ぶとしたら案3なのですが、やはり南の校舎は日が入りますね。それから、プールを既存の位置に大体納めるといふこと。やはりこれを移動するとなると何か問題が出てくるかな。今まであったところの体育館にしても、それぞれ音とか声が出ていますが、もともとあったところというのは、やはりそれなりに影響力があると思うのですね。これが全く違うところにいくと、うるさいという声もありそうな感じがしますが、その辺はどうでしょうかね、検討の余地はあるのでしょうか。やはり今まであったところに同じように体育館やプールがあれば、それはそれでうまくいくかなという気がしますね。

○田中委員長 なかなか建て替えて同じ位置にいくというのは難しいところがありますけど、はい。

○諏訪委員 このプランでいくとですが。

○田中委員長 ただ南向きとか、周辺のそういう形なんですかね。

○諏訪委員 全体のバランスも校舎のバランスもすっきりすると思っっているのですが。

○田中委員長 わかりました。ありがとうございます。はい、お願いします。

○笹沼委員 少し初歩的になるが、体育館とプールというのは、どちらが上、下というのは各々あるんですかね。体育館とプールが上下というのは、各々の設計の中であるのか、それが一つ。

それから一番問題なのは、景観的に西側の今の刑務所みたいな壁がどういうふうになるのかというのは、地域住民に説明するときに、今この図だけではなかなか説明できない。例えば、案1だったらこういう西側の図面になると、側面図みたいなものはできれば簡単でいいですから書いて示していただきたい。

今委員が言われたことを参考にしても、なかなか描けない部分があるので、案1、案2、案3でこういうのができる。プールが下と上では、かなり違いますよね。その辺のレイアウト

トがどうなっているのか。各々部屋とか、それから上から見た景観というのはある程度想像するのですが、今の刑務所の壁みたいな擁壁はどういうふうに変わるのかというのは、なかなか、この図だけでは浮かばないので。私も絵を描くものですからそういうところについて、目線がいつてしまう。そんなことでわかっている範囲でお願いします。

○竹田副委員長 私から。確かにプールを上にするか、体育館を上にするかというのは設計の段階でのものになろうと思うのですが、文京区のほうで整備している部分につきましては、プールを上に行している実態のほうが多いです。逆に今プールが下になっているところというのは、この誠之小学校とか明化小学校とか関口台町小学校、3校ほどございますが、非常に少ない傾向にございまして、以前窪町小学校を改築したときに、当時はプールが下にあったのですが上に、改築後は解体していますので、傾向的にはそういったものもございまして。

○田中委員長 では、事務局お願いします。

○事務局(山崎) 崖下の道路周りがどういうイメージなのかという質問ですが、なかなか絵というのが、実際にどういうふうにつくるということが、これから設計の中で決めていくこととなりますので、今の時点でお示しするのは不可能だと思っています。

そういったものについてどのような設計を行い、例えば樹木をたくさん並べるようなものが欲しいとか、出入り口はどのような設えにしたいとか、そういった意見があれば、今後の設計の中で生かしていくということが今回の検討会の目的であると思っています。このため、絵を示せということにつきましては、これは難しいと言わざるを得ません。

○竹田副委員長 補足済みません。学務課長です。資料第10号で、それぞれ案1、案2、案3、完成図の絵が一番右下にあるのですが、それぞれのプランとしては、やはり擁壁を基本的には削りましょうというのが前提のものと計画だと認識しています。

実際に、この擁壁というのが結構高いものなのですが、どこまで削るのか。また逆に地べたとどのぐらい同じ高さにしていくのか、それぞれ考え方もあると思うのですが、そこは最終的には設計の部分になろうかと思えます。

例えば、西門の出入口をつくろうということになったときに、そこに大きな段差がありますから、相当部分の擁壁があるところのイメージは、最終的にはどういう設計にするのかで決まってくる部分だと思います。なかなかお示ししづらいところがありますが、イメージ的にはそういうイメージだと思っています。

○田中委員長 あとはこの前お話になった体育館の避難所機能を持つだろうという話から類推しますと、その辺の部分は最低限フラットな形になっていくのかなという気がいたします。ただ、その範囲がどれぐらいの幅を持っていくのかというのは、これからになるということです。はい、どうぞ。

○小倉委員 素朴な話に戻るかもしれませんが、まず生徒たちにとって大事なものは日照だろうと思うんですね。なるべく日が当たるような明るい感じの伸びやかな感じの校舎、それと運動場、トラックですね。運動場がより広くとれるといい。

それから、周辺道路という表現になっていますが、周辺というのは実は西片に面した表門の道路と、擁壁に面した西側との2つがあって、それが工事に当たってどういう影響を及ぼすかということ十分に考えなくてははいけませんね。

言問通り方向から工事車両が行列をなして通る、そういうことになれば西片町の立場からすれば大変な影響が出る。西側から見ると、擁壁を支えるための段階、先ほどおっしゃいましたね。そうした場合に諏訪委員が言われたような生活道路であるという問題がある。

ポイントとしては、ここで勉強する子供たちが快適に勉強できて、かつ広々とした校庭が確保してある、これは私としては望ましいことだと、それを考慮した上での選択が必要だろうと思います。

○田中委員長 ありがとうございます。ほか御意見いかがでしょうか。

○中西委員 ちょっと素人なのでお聞きしたいのですが、例えばプールを体育館の上につくったとしたときに、あれだけの重量がかかっているものを、体育館みたいに空洞の上にと置いて大丈夫なのかなと思うのですが。

○田中委員長 お願いします。

○鶴沼委員 大丈夫なようにつくります。実現不可能ですかと言われれば可能です。可能ですが、体育館とプールを重ねないほうが構造的には有利ですよと言われれば、そのとおりです。実際私たちが湯島の総合体育館で屋内プールの上にアリーナをのせてしまっていますので、できる、できないで言えば、もうつくってしまっています。

○中西委員 いや、できると思うんですよ。ただ、ちょっとあれだけの重量がのっているので、どうかなと思って今ちょっとお聞きしました。

○鶴沼委員 茗台中学校はもう30m超えのところプールをのせていますし、六中もやはり。ですから、もう技術的には十分可能です。ただ低いところに、地面にプールをつくるのとどっちが作りやすいですかとか心配しないでいいんですかと言われれば、そうなのですが。先ほど小倉委員がおっしゃっていただいたように、なるべく校庭を広くですとか、有効に土地を活用していこうとすると、どうしても積層せざるを得ないです。特にプールと体育館というのは、柱のない広い空間を2つ並べてしまうと、多分何も入らなくなってしまいます。建築計画で必ずそういったものを重ねるかといったら、可能なのであれば大空間というのはそれぞれ分けたい。これはもう十分建築の設計する人から言えば、居住空間を重ねることにメリットがあるかといえは多分ないと思います。

やはり限られた土地の中で大きな空間がどうしても2カ所必要となれば、もう重ねざるを得ないということはそれほど後のほうではなく、かなり前の時点で選ばざるを得ないです。それは誠之小学校もそうですし、ほかの場所でも同じような結果になってしまっています。現在も誠之小学校がやはり順番が上か下かはさておき、プールと体育館というような形で設置していますので、重さで言えばプールが下で体育館が上のほうがいいような気がするのですが、その逆転もたくさん見えていますので、十分実現することは可能です。

あと、プールが下の施設もあるのですが、誠之小学校も夏の施設というのを秋になるとやはりお子さん長く入っているとボイラーを焚いています。ですから、その部分がやはりプールを上にするとしなくて済むのかなということがありますので、さっきのお話ではないですが、いいところと悪いところがそれぞれありますから、その上でどちらが望ましいかというところを大まかにくくっていければなとは思っています。

○田中委員長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○田村委員 児童の安全管理についてお伺いしたいのですが、この資料第10号-2のメリット、デメリットのところ、案1は児童の安全管理がしやすい、第1校舎と仮校舎がまとまるためと書いてあります。案2と案3は分散されるため安全管理が必要となるというふうに書いてあるんですね。図面を見ると、やはり車が第1校舎と仮校舎の間を通ることですよね。もちろん長い工事期間に万が一の事故があっても困るので児童の安全管理は必要なのですが、具体的にこの2つの校舎の間を車が通ることに関しての安全管理が必要となる手だてとして、具体的に何ができるのか教えていただければと思います。

○事務局（山崎） 現在のところ、仮設の渡り廊下を2階部分以上で設置することが必要になると思っています。車が下を通っている上を仮設の渡り廊下をつくりまして、子供たちが安全に校舎を行き来できるような計画にする必要があると考えています。

渡り廊下につきましても、橋があるだけではなく、雨天の日もあるので、壁や屋根もしっかりと設置する必要があると考えています。

普通教室はどういった形で仮校舎と第1校舎の中で使っていくかという課題はこれからあるのですが、この後御提案させていただくところですが、給食室を仮校舎に設置すると、そこからどうやって給食を運搬するかということも衛生面等を含んで検討する必要があると思います。そういった中でもやはり屋根や壁があり、外気に触れずに運搬できるような仕組みづくりをする必要があるということで、やはり仮設通路については屋根、壁がついているしっかりとしたもので整理をしていく必要があると思っています。以上です。

○田中委員長 よろしいですか。

○田村委員 はい。

○鶴沼委員 結局どんなプランでも安全管理は必要です。どちらがしやすいかというお話をしなければいけないのかなと思います。その視点からすると、やはり案1にメリットはある。僕は3案がだめと言っているのではなくて、視点を学校運営上の安全管理ということをして照らし合わせると、やはり案1は仮設校舎と第1校舎距離が近いので、お子さんの分断されるエリアが比較的他の案に比べると少なく済む。そういう傾向がありますということをどう評価していただくかということだと思います。

○田中委員長 そうですね。今、案1については鮫島委員から御指摘があったように、必ずしもそこでなくても、案2、案3と同じように仮設をつくっていけば、逆に同じように配慮が必要な度合が増す。

○鵜沼委員 多分そうすると、さっきのお話とバッティングしてしまって、なるべく既存校舎に近い原形を残してということになるというU字で、案1がメリットとして、あえてU字にしているのだと思います。それは大きなお部屋は取りにくいことを規定にしている、お子様が比較的分断されないような配置をするということを是とすれば、やはりメリットとデメリットは背中合わせです。

○田中委員長 今のは仮設の話ですね。はい、どうぞ。

○澁木委員 澁木です。中学校、小学校、高等学校ありますね。大体これ学生3年間中学校、高校ある。そうすると、必ず新しい校舎に入れる、それまでに工事が完了しなくてはならないんですよ。小学校の場合はどうなんですか。6年間のうち工期が延びる、1年ちょっと延びるかもしれないという、大体どのぐらいでつくらなければいけないのか。今まで学校でそういうのはどうですか、小学校改築工事。いい学校にさせていただくのは一番なんですけども、そこで工期は子供たち6年間の小学校で非常に大事な部分ですね。

○事務局（山崎） 過去の小学校の事例はただいま持ち合わせていないのですが、直近の事例でお話させていただきますと、六中では4年間工事がかかっていますので、新しい校舎に入れなくて卒業したという生徒が実はいます。六中につきましてはそういった長期の工事になってしまったら仕方ない。新しい校舎にすることによって学校の安全性等含めたものを選択されたということでご理解いただいております。

○田中委員長 そうですね。誠之小も改築ですから。

○鵜沼委員 1年生で入学して、ずっとということこれはないと思うんですね。4年であれば5年。ただ、どうしても工事を始めたときに何年生かということで、仮に工期が1年でも6年生の方は入れないんですよ。ですから、どこかで入れないお子さんが出現してしまうのですが、そういった方がなるべく少ないようにするには、当然工期を短くしたほうがいい。

あと六中も4年かかったのですが、部分的に竣工してトータルで4年かかっていますが、入学から卒業までずっと仮設というお子様はいらっしゃらないですよ。ですから、3年生の方は仮設で卒業されることも仕方なしとはいうものの、逆に1年生、2年生の間は、新校舎ではないけれども本設で入っていらっしゃる。

○澁木委員 工事中、誠之小の場合は、音も大変ですよ。

○田中委員長 窪町小学校も多分4年程度かかったと思います。

○鵜沼委員 窪町小学校、ここと2つあるんで、傾向、正確にならないとは言えないんですけど、窪町小学校は半分ずつつくったので、期間が。トータルで10,000㎡切るぐらいのものを、簡単に言うと5,000㎡弱のものを2回つくっていますので、1つは1年半から2年トータルで4年弱でつくったんですけど、4年間丸々ずっと工事期間のところを、最初の2年で半月ぐらいして、そちらに移って、できれば6年生とか5年生とか短い方を優先に入れていく。

○澁木委員 そうしないとね。

○鶴沼委員 そうですね。ですから、そういうところが仮にできたとしても、どうしても仮設の期間がある以上、仮設から卒業していかれる方をゼロにしてくださいというと、ちょっと工事できない。

○竹田副委員長 仮設ですが、これは最終的にどのプランになるかにもよるのですが、平たく言ってしまえば、この案1でいきますと、例えば新しく新校舎というのは一つの西側に大きなものをどんと建てるだけなんで、いわゆる一遍に工事をしてしまうんですね。

ただ、案2、案3については、Ⅰ期、Ⅱ期という形で校舎建設工事が分かれていますから、部分、一部できて、一部そこには移転してある、そういう動きが実際引っ越しの回数も多くなるというデメリットもありますが、できたところから先に先行して移るというメリットもあります。

○田中委員長 4年かかるから4年待つわけではない。できたところ、新しいところへ子供たちは移れると。

○竹田副委員長 例えば、それは最終的には学校の運営になるのですが、若干卒業の近い子から、そこに入れていくなど、いろいろな配慮はできるのではないかと思います。

○澁木委員 そうですか。

○田中委員長 その配慮が必要であろうという御意見でした。

○澁木委員 子供さんのためにもやっていただきたいですね。

○田中委員長 はい。

○澁木委員 ちょうどそのときに当たった子供さんにはどうもしょうがないんだけど。

○田中委員長 はい、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

○北島委員 やっぱり今の澁木さんの御意見と同じで、今いるお子さんのことと、それから先々入学して、ずっと使っていくお子さんのことと両方考えていかないといけないんですね。

ですから、工事期間が長くなれば、そこに入れないということだけでなく、その期間教育活動が制約されてしまう。先ほどの体育の運動場のこともそうですし、その部分をやはり考えてあげると、長くなるよりも短いほうがいい。ただ、将来の使い勝手ということになると、いろいろこの3案の御意見をいただいた中で、150mのトラックがとれるというのは学校の教員側から見るとすごく魅力的ですし、だからそういったことをバランスよく皆さんから御意見いただくことが大事になります。

先ほど諏訪委員のほうが、プールの位置、体育館の位置とおっしゃっていましたが、今は吹き抜けでプールに使う音、吹き抜けて聞こえていくんですね。多分体育館の防音なども、今の体育館よりも新しくつくった体育館あたりは恐らく防音がしっかりしていると思いますので、その辺のところは事務局から補足があれば、知らせていただきたいのですが。

それから、3案になると、実はプールも1年間使えなくなる。誠之小の規模ですと、これだけの多くの子供たちが、1年間水泳指導どこを借りるのだろうということ、ここだろうということを使って指導する側から見ると、そういったところがあると思うのですが。西田先生

体育の御専門なので、そのあたりのことをどのように考えていらっしゃるか。

○西田委員 すごくいま悩んでいます。まだ細かいところまではわからないのかなと思うのですが、案2、案3で、現第1校舎があるところに校舎が建つ、その校舎の面という中に、その位置がどのぐらいになるのかによって、トラックのラウンドが変わるんですよね、アールがね。今の状態でアールが目いっぱいなんですよ。これをもしもっと狭くなるということになると、6年生や5年生が走るというのは、かなり危ない、もう無理なんです。そういうこともあるなということを感じたんです。ラウンド、カーブのラウンドです。

○田中委員長 細長い。

○西田委員 直線にあって20m増えたのと、カーブで違うんです。だから実質的に案1のラウンドは子供には走りやすい。そういうこともある。

○鵜沼委員 トラックのお話が出たので、これはもう本当に参考なのですが、110mと150mどっちがいいですかと言われれば、当然数字が多いほうが良いような気もしますが、ただ、小学生が走ることを前提としたとき、足りるか足りないかといったときに、本当に蛇足なんですけど、実は第六中学校は中学生ですが、確か125mのトラックなんです。それから考えると、それは比べれば長いほうが良いのですが、120mだからすごく使いにくいということでもないのかもしれない。

○中西委員 今先生、今のグラウンドは。何mですか。

○西田委員 110mあると思います。

○中西委員 110mあるんですか、あれで。

○西田委員 ないかな。出発からこう走って、回ってきて110mだから、ないですね。110mはないですね。

○鵜沼委員 実際案1をベースに考えると、第1校舎の分を校庭に使えるわけですから、今よりは余裕のあるトラックがつけられる傾向にあるというのは、今でも見てとれますよ。

○田中委員長 いろいろと御意見をいただいて、時間も8時を回りましたけれども、選ぶという視点では基本的にないわけですが、大事なことは恐らくこんな形であれば、誠之小学校の新たな形、校舎が得られるというところでしょう。そうは言っても工事の工程の問題もありますが、仮校舎とかの部分も含めて、メリット、デメリット、いずれもありますということの御理解をいただけたかと思います。大体の整理は事務局でさせていただいておりますので、結構わかりやすくなっているのではと思います。

どの案は絶対だめというのが、なかなかないのかなと。今案3がいいよというお話もあり、案3についてはこうだよという御指摘もありということで、案1についてもというような御意見がありまして、私の立場としては御確認といえますか、この誠之小学校のエリアで新しい校舎を建て直すということであれば、この形は許容していただけるということによろしいでしょうか、いずれについても。

プロポーザルでは業者を選んでまいります、その段階では私どもだけで決めるわけでは

ございませんので、また地域の皆さんの参加を得てまいりたいと思っています。今大事なのは、この誠之小学校のスペースあるいは法的な規制の中ではこういうことかなということですね。

それから、西側については、擁壁の部分は避難所という機能もございますので、避難所、どこに西門をつくるかによりますが、また体育館がどこに来るかにもよりますが、そういった部分は低くというかほとんど道路面と同じようなレベルまでなっていくと。ただ、幅として、ずっと擁壁がなくなるかどうかというのは、なかなか御近所との関係もありますので、ここではオーソライズはできないかもしれない。

ですので、結論を急ぐようで恐縮なのですが、この前、六中の例で報告書をイメージしていただきましたが、大体どこのあたりに校舎をつくるかというようなことで言いますと、このいずれの案も可能なエリアということで、一応合意をしていただければと思うところなんです。

ですから、全体、案2とか案3がつくれるようなスペースとしてプランができてくればいいのかということ、ただメリット・デメリットは当然出てきますので、結果としてそのプロポーザルが選んだ企業が、案1という案が出てくるのかもしれないし、その辺は理解をしていただけるかどうかですね。

先程、西出アドバイザーからありましたように、工事途中のプロセスは確かに大事ですが、将来最終的な子供の環境として、南側を向いていない校舎があってもいいのかということがあるならば、案1という選択肢が果たしてあるのかどうかということはあるんですけども。その辺複雑ではあって、エリアとしてはこのエリアで報告書を書けるのですが、あとは指摘事項としてできるだけといいますか、南側に建つようにと言えるのかで大分違ってくると思います。

○澁木委員 西側は西日がすごいですよね。

○田中委員長 西日については、普通教室が入った場合には西日対策は絶対に必要になります。

これは松尾委員からも、構造的に解決をしていかなければいけないというような話の前がありました。

であるならば、案1について許容できないということになるのかどうかです。

○鮫島委員 これは法的に何も問題はないわけですか。南向きの校舎にならなければいけないとか、しなければいけないとか。

○竹田副委員長 それはないみたいですね。

○鮫島委員 例えば、そういう実例があるとか。

○竹田副委員長 逆にそういうものがもし仮にあつたら、この案1の提案はできないことになりますから。

○鮫島委員 この第2校舎は完全にこの配置だと思うんですけど、前回お話しましたが、こ

こ普通に普通教室で使っていましたから。西日が強いのは確かですし、当時のガラスですから当然温度も含めて素通しのガラスですから大変だったのですが、その辺のことが西日になるのかどうか。

○田中委員長 西出アドバイザーのほうからお願いします。

○西出アドバイザー 特に方位が南向きでないといけないというのはないと思いますけど、もちろん南側と差があるのは確かです。やはり現実的にはやむを得ず東西採光とかはあると思いますし、極端な話、南側に廊下が来て、北側が教室というのがかつては存在していた時代もあります。

○鶴沼委員 結論めいたことではないですが、事例として千石保育園、千石拠点施設で、保育園とごみ施設を一緒に建て替えたのです。保育園南側の左が保育園を西側に配置をかえて、南の面にクリーン施設をつくってしまいました。やはりそれは保育園ですから南側採光というのをすごく大切にしていたのですが、ただ、そうすると定員は増えなかったり、引っ越しを何回もしなければいけなかったりという課題がありました。あと、また次建て替えるときは戻しますからという、よくわからないもので御説明しました。

ただ、つくったものは必ずどこかで手を入れなければいけませんし、先ほどもともとあったところが必然のバランスなんだという価値観を否定はしないのですが、そうするとすごく制約ばかりになって、せっかく新しくするのに新しいことができないというせめぎ合いになってしまいます。

誠之じゃないですよ。千石は入れかえさせていただいて、多分人によっては、あいつが南側の保育園を壊した男だという誹りは甘んじて受け入れる前提で定員が増えたり、それから新しい保育ができたり、そこに子育て広場というものだったりということを一定お認めいただいて、実際に東西採光で保育園を整備した事例を、ついこの間つくりましたので報告しています。

ただ、それを西片の皆さんに強要する気は全くございませんので、法的な制約があるんですかということに対する例として法的にはないですし、実際保育園でも東西採光で整備した事例はあります。

○田中委員長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○松尾委員 自分の経験から言いますと、南西方向に住んでいたときは逆に夏暑すぎるというね。冷房代も大変ですしね、真夏の日が強すぎるというのがちょっと。ですから、南、南と言っても必ずしも南でいいとも限らないという気がするのですが。自分の経験からそういうふう感じたものですから。

○西出アドバイザー 済みません、夏の日差しの角度を考えると、むしろ夏は南向きというのは日が入らないのです。東からずっと太陽があがっていますから。やはり西向きというのが一番つらい。だから、ひさしがちゃんとあれば、夏の南というのは非常に風も通りますし、いい時期なんです。風向きというのも重要ですからね。最近ではエアコンも導入されています

が。

○田中委員長 何回目かでお示したかもしれませんが、小学校の整備指針というのを見ましても、やはり事務局でも何度も説明をしていると、採光、通風、環境ですね。いくらエアコンというのがあっても、中間期、この前もありましたけども、窓開けとかするのは当然という前提で整理はされております。

ですので、どこに一番こだわるかというところがわかればいいのかと思うのです。

○宮崎委員 いいですか。そういった意味では、今日は先行に学ぶではないですが、実際にいくつつくっている事例があるじゃないですか。言いにくいかもしれませんが、ああ、やはりこうしたほうがよかったかなとか、こうやったからちょっと今困ったなとかいうのがあれば、ぜひそれを生かしたいんですよね。やはりつくってしまった以上は変えられない。でも、実際に窪町さんとか、つくった事例があった中で、やってみてやはりこれはちょっと、こっちにしておいたほうがよかった。それはやはりつくるときに生かせればなど。

教育委員会にとっては言いづらいことかもしれないのですが、ただ、それはやはり生かさせてほしいなど。先ほどの南向けの話もそうです。工期の問題も同じことです。やはりこれをちょっとこうしたほうがいいよという先行事例をね、ぜひ生かさせていただきたいなと思います。すぐにとは言いませんので。

○田中委員長 ありがとうございます。確かにそれも教訓という意味ではありますね。ありがとうございます。

今いろいろと御意見をいただいて、多分この中で選ぶことは私としては求めておりませんが、いずれの案でもこういう限界あるいはこんな良い点があるというところは御確認いただいて先に進められればなと思います。

それで、繰り返しになりますが、報告書においては、このエリアで校舎をつくってもらうというようなエリアどりをするだけの形です。それから、もう一つは、仮設についてもこの辺というようなエリアをお示しするだけです。

大事な御意見を頂いたところは、記述の中で、六中の例でお示ししておりますが、このことについてはこういう配慮をする必要があるというような形で記述をしていくということで報告書はまとめられるのかなと思っております。

3 給食室

○田中委員長 時間の都合もありますが、次にお示ししている資料第11号の資料なのですが、給食室についてです。これは六中の例で、このような形で報告書の方には記述をしていくということで御確認ください。当然建て替え中においても子供たちに給食を提供する必要があるということで、仮校舎に給食室を設置すると。この前も少しお話があったかと思しますので、これについてはこの記述でよろしいかなと思っております。よろしいでしょうか。

4 設計契約におけるプロポーザル方式について

○田中委員長 次の資料第12号については、先ほど来説明が、鶴沼委員からもありましたが、プロポーザル方式についての確認になります。最終的にはプロポーザル方式で業者を決めまして進んでいくということになりますが、プロポーザルの段階では、地域の方の参加をいただいて、また同じように説明を受けながらやっていくということですが、若干コメントをしてください。

○事務局（山崎） プロポーザルについては、これまでも御議論いただいているところです。概要という形でお示しさせていただきたいところですが、1ではプロポーザルがどういうものなのかということを整理いたしました。2のプロポーザル方式の特性というところで、このような良い点があるのではないかとということで御説明させていただきます。

また、3のプロポーザル方針の課題という所では、こういったプロポーザル方式では、このような課題がありますということを説明いたします。

では、プロポーザルのメリットですが、1点目は、プロポーザルを採用することで、高い技術の経験を持った設計者を選定できるとなっています。2点目は、区と学校と設計者の共同作業により、具体的な設計を行っていきますので、より質の高いものができるものと思っています。3点目、委員長からも先ほどありましたように、選定委員会で設計者を選定することで、区の考え方、また皆様の考え方をよく理解した業者が選べるのかなということがあります。

逆に課題といたしましては、設計者を選ぶまでに一定の時間がかかってしまう。少しスピード感としては欠ける部分がございます。

また2点目は、もっぱら事務局の責任になるのかなと思いますが、評価基準、これは公平な評価基準、また審査の公平性というのが担保できるか。こういう評価の基準のつくり込みが課題になっているというところがございます。

以上の内容を踏まえて設計者の決定について、プロポーザル方式の採用を事務局といたしましては、提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局からは以上です。

○田中委員長 ありがとうございます。私のほうでは先ほど来ずっと言っておりますが、今回のように3案といいますか、こんな形で配置ができてというようなことをお示ししながら、具体的にイメージをしていただいて、共通認識を何回もしていただく中で、最終的にこの案と決める方向ではなかったものですから。できましたら六中の例もそうですが、こちらにありますように選定委員会を設けまして地域の方の参加も得て、プロポーザル方式によって進めていくこととしたい。

報告書では、メリットなども書きまして、プロポーザル方式を採用するという記述をしていくということになりますが、この辺はよろしいでしょうか。プロポーザルだとデメリットとしては時間がかかりますが。

- 鮫島委員** ちょっと1点いいですか。公平性と透明性はこれ課題じゃなくて要点ですね。
- 田中委員長** 済みません。これは私も今思ひまして、これは前提というか当たり前に用意していかなければならないことですね。資料的にはこの部分は訂正させていただければと思っております。
- 西田委員** 設計にかかってプロポーザルで選んだ業者と建てる業者は違うところですか。
- 竹田副委員長** 工事については、またこういった設計とは別なので、またその都度入札等によって選んでいく形になろうかと思ひます。
- 西田委員** プロポーザルはあくまで設計に関してということですね。
- 竹田副委員長** 設計の部分ということで御理解いただければと思ひます。
- 田中委員長** そうですね。正にどんなものがつくられるかというのが設計ですので、それによって工期も当然違ひます。お金のかかりようも違ひますね。

ただ、それは今回、報告書において、いろいろな御意見をいただいたものをしっかりと整理させていただいて、それは教育委員会に出していきますが、その次の段階はそれを受けてプロポーザル、設計業者を決めていく作業になります。そのときにはまた、地域の皆様の参画をいただきながら進めるということなんです。

この工期でも何年かかかり、その前の時間もかかってしまひますが、御了解をいただけてすでしょうかとということです。よろしいでしょうか。手続論として、そのプロセスを踏んで進めるということで。ありがとうございます。

5 その他

- 田中委員長** では、ここまで必要な御協議は、一応済んだ形になります。本日も含めて、これまでに御議論いただいた中でのさまざまな御意見を踏まえて、事務局のほうで報告書の案の整理をさせていただいて、それを通して次回は見ていただこうかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上で終わりになります。お時間の方はちょうど5分前ぐらいになりましたが、本日の検討委員会につきましては以上になりますので、閉じさせていただければと思ひます。

では、次回の日程についてお諮りできればと思ひます。

- 竹田副委員長** 会議録については冒頭ありましたので、何か御意見等ありましたら、終わりましたら事務局まで御意見いただければと思ひます。
- 田中委員長** その後でも構ひません、今日じゃなくても。では、日程について、事務局お願いします。
- 事務局(吉谷)** 次回の日程ですが、2月の下旬を予定しております。毎回木曜日ということですので、2月の下旬といひますと2月26日が木曜日になりますので、その辺でどうでしょうか。
- 田中委員長** いかがでしょうか。お願いします、済みません。まずは会場ですね。

○笹沼委員 次回は、どの程度まで報告が我々にあるんですか。

○田中委員長 今までの議論を整理して、六中のようなイメージで報告書の体系で、ほぼ素案みたいな形で示していけるかなと思うんですけども。

その上で委員各位がおっしゃった分が反映されているかどうかというところを確認いただければと思います。

○笹沼委員 あと2回で終わりですね。

○田中委員長 そうですね。

○笹沼委員 それで今の回答数でいいのかどうか。

○田中委員長 大丈夫だと思います。ですので、お示ししてから、確認のお時間ですね。仮に2月の末であれば、その次の最終回までに、委員各位には御確認をお願いするということになると思います。

ただ、次回はお示しして説明もあって、そこでのやりとりもしていただきますので、修正は当然あります。

○鮫島委員 それは、事前配布はないということでしょうか。

○田中委員長 できるだけ頑張ります。ちょっとこちらの都合ですけども、議会のほうが入っています。26であれば多分大丈夫だと思うのですが。1週間前送付、19日あたりに御送付できるかどうか。当日、議論できるように、準備はしたいと思います。大丈夫ですね、ありがとうございます。

○事務局（吉谷） では、2月26日。時間は午後6時30分から、この場所で開催したいと思います。よろしく願いいたします。

○田中委員長 はい、ありがとうございました。